

令和5年度 第4回公募 都市整備事業予定地の使用許可申請者募集 物件番号2にかかる質問への回答について

令和6年2月29日

No.	質問事項	質問内容	回答
1	管理柵	貸付地の範囲と管理フェンス設置位置の相違について	既存の管理フェンスは、従前の貸付終了時に原状回復として、元々大阪府が設置していた防護柵を従前位置に復元したもので、特別の理由や範囲を示すものではありません。
2	隣接地の裏門門扉	隣接地の裏門門扉に関する使用の影響について	隣接地の裏門門扉に面する箇所（概ねアスファルト舗装部分の一部）は、これまで道路予定地として開放していた経緯から、引き続き出入りの可能性があるため、当該箇所については、フェンスで囲うなどの往来を遮断する形態での土地利用はできません。